

令和8年度

常陸那珂港の面的藻場分布調査補助業務

特記仕様書

令和8年5月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 業務概要

本業務は、常陸那珂港周辺海域の面的藻場分布を把握するため、藻場の計測及び分布調査等を補助するものである。

2. 履行場所

茨城県常陸那珂港

3. 履行期限

契約締結日より令和9年2月26日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始は休日として設定している。

4. 貸与物件

- (1) 貸与物件は、表4-1のとおりとする。
- (2) 受注者は、貸与物件の借用後においては、適切な維持管理を行うものとする。
- (3) 受注者は、貸与物件の必要がなくなった場合、速やかに調査職員に返還しなければならない。

表4-1 貸与物件

品名	品質・規格等	単位	数量	引渡場所	引渡時期
				返還場所	返還時期
採水容器		式	1	当所	調査職員との協議による
ろ過器具		式	1	当所	調査職員との協議による

5. 業務仕様

5-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省 港湾局 令和7年4月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

5-2 計画準備

受注者は、本業務の実施に先立ち、調査職員と協議のうえ業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

5-3 現地調査

5-3-1 常陸那珂港の藻場分布調査（1回、6~7月実施を想定）

(1) 構造物の藻場計測調査

受注者は、図5-1 オレンジ枠内の防波堤及び岸壁を対象に、自生する大型海藻場の分布状況を把握するため、藻場計測調査を行う。防波堤及び岸壁に対して直角に側線（約30側線）を設け、各側線とも水深ごとに6か所程度、ROVもしくは水中カメラ等により防波堤及び岸壁壁面の写真又は動画を撮影すること（約30側線×6

水深＝180点)。なお、各測点の緯度経度は水中測位もしくはGPS等により計測すること。調査は2日程度を想定し、撮影画像を用いて海藻類(海藻タイプごと)及び底質の単位面積当たりの景観被度を算出すること。使用機材、計測位置、同定する海藻種の詳細については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

(2) 天然岩礁の藻場計測調査

受注者は、図5-1赤枠内において、自生する大型海藻場の分布状況を把握するため、藻場計測調査を行う。

また、同枠内において、最長50m程度の調査測線を岸沖方向へ3本設定すること。調査は1日程度を想定し、岸から海藻の分布端となる水深まで、各側線とも水深ごとに10か所程度、ROVもしくは水中カメラ等により海底面の写真又は動画を撮影すること(約3側線×10水深＝30点)。なお、各測点の緯度経度は水中測位もしくはGPS等により計測すること。撮影画像を用いて海藻類(海藻タイプごと)及び底質の単位面積当たりの景観被度を算出すること。使用機材、計測位置、同定する海藻種の詳細については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

(3) 対象水域の空撮

受注者は、図5-1範囲内の水域について、空中ドローンによる空撮を実施すること。空撮写真はオーバーラップ率を考慮し、合成画像を作成すること。撮影にあたっての許可申請は受注者が実施すること。撮影範囲、撮影方法の詳細については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。



図5-1 調査区域図(常陸那珂港)

5-3-2 常陸那珂港の水質調査(夏、秋、冬3回)

受注者は、図5-1範囲内10地点の表層から底層までの水温、塩分、水深、クロロフィル、濁度、溶存酸素(DO)の鉛直計測を行うこと。また、同地点では、3層

(表層、中層、底層)からそれぞれ 1L 程度を採水し、ろ過処理後、調査職員の指示する容器に保管すること。調査は各回 1 日程度を想定するが、使用機材、計測位置の詳細、計測水深については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

5-4 結果のとりまとめ

受注者は、結果の整理及びとりまとめを行うが、5-3 で得られた藻場分布に関する整理項目は、表 5-1 を基準とすること。データは Excel ファイルで整理して、調査職員に提出すること。なお、データの詳細な整理方法は調査職員と協議のうえ、決定するものとする。

表 5-1 データ項目

No	項目	内容	数量	摘要
①	調査諸元	(ア) 調査年 (イ) 調査月 (ウ) 調査地点名 (エ) 座標 (オ) 調査方法 (カ) 観察面積	1 式	
②	周辺環境	(ア) 地形 (イ) 水深 (ウ) 底質 (エ) 基盤	1 式	
③	海草藻類に関するデータ	(ア) 海草藻類の総被度 (イ) 種類別被度 (ウ) 種類数 (エ) 現存量	1 式	

5-5 協議・報告

受注者は、業務の着手時に事前協議 1 回、業務の完了時に最終報告 1 回を行うものとする。

なお、協議・報告については対面で実施することを基本とするが、実施が難しい場合には実施方法について協議を行うものとする。

6. 成果物

6-1 成果物

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。電子納品とは、作業記録、計測データ等すべての最終成果を電子データで作成し、納品するものである。電子データを電子媒体 (CD-R) で 2 部提出するものとする。

6-2 提出先

神奈川県横須賀市長瀬 3 丁目 1 番 1 号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

7. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. その他

(1) 本特記仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。

また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。

(2) 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。

(3) 調査に要する作業船（調査船）の確保及びその費用負担については、受注者が行うものとする。

また、保安部や地元漁協等への申請・届出等についても受注者が行うものとする。

(4) 現地調査は船上作業のため安全に留意するとともに、魚網や航行船舶等に十分注意し、作業の安全管理を行うものとする。

(5) 本業務遂行過程では、調査職員と緊密な連携を保ち、進捗状況を報告すること。

以 上